

議案第19号

読谷村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

読谷村一般職員の給与に関する条例（昭和49年読谷村条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「職員を」を「職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第11条第2項第2号中「31,600円」を「38,700円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第5項及び第6項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第11条第2項第2号の改正規定による改正後の読谷村一般職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第11条第2項第2号の改正規定による改正前の読谷村一般職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

令和8年3月3日提出

読谷村長 伊 波 篤